

財政用語の説明

財政状況をお知らせする際によく使われる用語について説明します。

あ行		い		え	
か行	か	き	く	け	こ
さ行	さ	し	す	せ	そ
た行	た	ち	つ		と
な行					の
は行	は	ひ	ふ		ほ
ま行		み			も
や行					よ
ら行		り		れ	

50音で検索
できます。



あ行

い	いじほしゅうひ 維持補修費	地方公共団体が管理する公共施設などの財産を保全し、維持するための経費です。 【関連用語】 性質別歳出
	いぞんざいげん 依存財源	国や県の基準などに基づき交付される収入です。 地方交付税 ・ 地方譲与税 ・ 国庫支出金 ・ 県支出金 ・ 地方債 などがあります。 【関連用語】 自主財源
	いちじかりいれきん 一時借入金	1つの会計年度中の一時的な収支の不均衡を解消するため、金融機関から借り入れる資金で、その年度の歳入をもって償還しなければなりません。 【関連用語】 予算
	いちぶじむくみあい こういきれんごう 一部事務組合・広域連合	消防やごみ処理など、広域で取り組んだ方が効率的な事務を共同処理するため、複数の市町村で構成する特別地方公共団体です。 白井市が関係する一部事務組合は、印西地区環境整備事業組合、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合、印西地区消防組合、印旛郡市広域市町村圏事務組合、千葉県市町村総合事務組合、印旛利根川水防事務組合です。 広域連合は、千葉県後期高齢者医療広域連合です。

	いっばんかいけい 一般会計	地方公共団体の一般的な事務事業を処理するため、基本的な経費を中心として計上された予算です。 【関連用語】 特別会計
	いっばんざいげん 一般財源	使い道が特定されず、どのような経費にも使用できる収入です。(市税・ 地方交付税 など) 【関連用語】 特定財源
え	えいせいひ 衛生費	健康診断やごみ処理など、保健や環境衛生のための経費です。 【関連用語】 目的別歳出

[先頭へ](#)

か行		
か	かしつけきん 貸付金	産業振興などのため、現金の貸付を行うための経費です。 【関連用語】 性質別歳出
	かぶしきとうじょうとしよとくわりこうふきん 株式等譲渡所得割交付金	県が徴収した県民税株式等譲渡所得割（一定の特定口座における株式等の譲渡益に対する税金）を一定の配分により市町村へ交付するお金です。
	かんきょうせいのおわりこうふきん 環境性能割交付金	県が徴収した自動車税環境性能割を一定の配分により市町村へ交付するお金です。
き	ぎかいひ 議会費	議員の報酬や政務活動費など、議会の活動のための経費です。 【関連用語】 目的別歳出
	ききん 基金	年度間の財源の不均衡の調整や、特定の目的のために積み立てる資金のことです。 白井市には、全部で12の基金（ 財政調整基金 、土地開発基金、 減債基金 、公共施設整備保全基金、まちづくり寄附金基金、千葉ニュータウン事業に係る白井市道等整備基金、森林環境譲与税基金、国民健康保険特別会計事業勘定財政調整基金、国民健康保険高額療養費貸付基金、国民健康保険出産費資金貸付基金、介護保険高額介護サービス費等貸付基金、介護保険特別会計保険事業勘定介護給費準備基金）があります。

<p>きさい 起債</p>	<p><u>地方債</u>により財源を調達することです。</p> <p>地方債を起債するためには、原則として千葉県知事と協議を行うことが必要で、<u>実質公債費比率</u>が18%以上の場合は、千葉県知事の許可が必要となり、また、25%以上の場合は、一定の地方債の起債が制限されることになり、35%以上の場合は、起債の制限範囲は拡大します。</p> <p>【関連用語】 <u>健全化判断比率</u></p>
<p>きじゆんざいせいしゆうにゆうがく 基準財政収入額</p>	<p><u>普通交付税</u>の算定に用いるもので、地方公共団体において標準的に見込まれる税収入などを一定の方法で算定した額です。</p> <p>【関連用語】 <u>基準財政需要額</u></p>
<p>きじゆんざいせいしゆうようがく 基準財政需要額</p>	<p><u>普通交付税</u>の算定に用いるもので、地方公共団体において合理的・妥当な水準で行政を運営した場合にかかる経費を一定の方法で算定した額です。</p> <p>【関連用語】 <u>基準財政収入額</u></p>
<p>ぎむてきけいひ 義務的経費</p>	<p>歳出のうち、<u>人件費</u>・<u>扶助費</u>・<u>公債費</u>のことです。その支出が義務づけられ、簡単に削減することができない経費です。</p> <p>【関連用語】 <u>投資的経費</u></p>
<p>きょういくひ 教育費</p>	<p>学校教育や社会教育などに必要な経費です。</p> <p>【関連用語】 <u>目的別歳出</u></p>
<p>く くりいれきん 繰入金</p>	<p>おもに<u>基金</u>を取り崩して<u>一般会計</u>や<u>特別会計</u>へ繰り入れたり、一般会計と特別会計の会計間において収入を受けるお金のことです。</p>
<p>くりこしきん 繰越金</p>	<p>前年度から当該年度へ持ち越したお金です。</p> <p>繰越金には、前年度の<u>決算</u>の結果、余ったお金と、<u>繰越明許費</u>・<u>継続費逡次繰越</u>・<u>事故繰越</u>により前年度から繰り越された歳出予算の財源に充てるお金があります。</p> <p>【関連用語】 <u>実質収支</u></p>
<p>くりこしめいきよひ 繰越明許費</p>	<p>経費の性質や予算成立後の理由で、年度内に支出が終わらない見込みのものについて、あらかじめ議会の議決を得て、翌年度に繰り越す<u>予算</u>です。</p>
<p>くりだしきん 繰出金</p>	<p>国民健康保険事業や介護保険事業などの<u>特別会計</u>が安定した運営を行えるよう、<u>一般会計</u>から<u>特別会計</u>に繰り出す場合など、会計間等において支出される経費です。</p>

		【関連用語】 性質別歳出
け	けいえいけんぜんかきじゆん 経営健全化基準	<p>地方公共団体において自主的・計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として定められた数値です。</p> <p>資金不足比率が経営健全化基準以上である場合には公営企業の経営の健全化を図るため、「経営健全化計画」を定めなければなりません。</p> <p>【関連用語】 資金不足比率</p>
	けいしきしゆうし 形式収支	<p>歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた歳入歳出差引額です。</p> <p>形式収支＝歳入決算総額－歳出決算総額</p>
	けいじょうしゆうしひりつ 経常収支比率	<p>地方公共団体の財政の弾力性を示す指標です。</p> <p>経常経費充当一般財源（人件費・扶助費・公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当された一般財源）が、経常一般財源（地方税・普通交付税のように毎年度経常的に収入される一般財源）と減税補てん債と臨時財政対策債の合計額に占める割合です。</p> <p>経常収支比率（％）＝</p> $\frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源総額}+\text{減税補てん債}+\text{臨時財政対策債}} \times 100$
	けいぞくひ 継続費	<p>2カ年度以上にわたる事業などの実施にあたり、支出すべき経費の総額・年割額を予算に定めて支出することができる経費のことです。</p> <p>【関連用語】 継続費逐次繰越</p>
	けいぞくひていじくりこし 継続費逐次繰越	<p>継続費の年割額について、各年度の執行残額を最終年度まで順次繰り越して執行することです。</p>
	けっさん 決算	<p>一つの会計年度における収入と支出の実績です。</p> <p>【関連用語】 予算</p>
	けっさん 決算カード	<p>各年度に実施した地方財政状況調査（決算統計）の結果に基づき、各地方公共団体の普通会計の歳入・歳出決算額、財政指標などの状況について、1枚のカードに取りまとめたものです。</p>

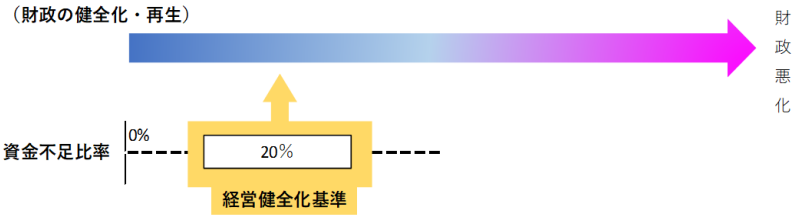
<p>げんさいききん 減債基金</p>	<p>地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設置する基金です。</p>
<p>けんししゅつきん 県支出金</p>	<p>県から収入を受ける負担金や補助金などのことです。 【関連用語】特定財源</p>
<p>げんしゅうほ 減収補てん債</p>	<p>市税の収入が標準税収入額を下回る場合、その減収額を補てんするために発行される地方債です。</p>
<p>げんぜいほ 減税補てん債</p>	<p>国の税制改正により、地方公共団体の市税が減収となった場合に、その減収額を補てんするために発行される地方債です。</p>
<p>けんぜんかはんだんひりつ 健全化判断比率</p>	<p>地方公共団体の財政の健全度を判定するための法律「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、毎年度監査委員の審査に付した上で、議会に報告することが義務付けられた4つの指標です。</p> <p>【4指標】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 実質赤字比率 ② 連結実質赤字比率 ③ 実質公債費比率 ④ 将来負担比率 <p>(財政の健全化・再生)</p> <p>※各数値は市町村の基準</p>

		<p>(財政健全化判断比率・資金不足比率の対象)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">一般会計</td> <td rowspan="5">実 質 赤 字 比 率</td> <td rowspan="5">連 結 実 質 赤 字 比</td> <td rowspan="5">実 質 公 債 費 比 率</td> <td rowspan="5">将 来 負 担 比 率</td> <td rowspan="5">資 金 不 足 比 率</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">特 別 会 計</td> <td>国民健康保険</td> </tr> <tr> <td>介護保険</td> </tr> <tr> <td>後期高齢者医療</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">業 公 会 營 計 企</td> <td>下水道</td> </tr> <tr> <td>水道</td> </tr> <tr> <td colspan="2">一部事務組合・広域連合</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">地方公社・第三セクター</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※資金不足比率は公営企業会計ごとに算定</p> <p>【関連用語】 資金不足比率</p>			①	②	③	④		一般会計		実 質 赤 字 比 率	連 結 実 質 赤 字 比	実 質 公 債 費 比 率	将 来 負 担 比 率	資 金 不 足 比 率	特 別 会 計	国民健康保険	介護保険	後期高齢者医療	業 公 会 營 計 企	下水道	水道	一部事務組合・広域連合							地方公社・第三セクター						
		①	②	③	④																																
一般会計		実 質 赤 字 比 率	連 結 実 質 赤 字 比	実 質 公 債 費 比 率	将 来 負 担 比 率	資 金 不 足 比 率																															
特 別 会 計	国民健康保険																																				
	介護保険																																				
	後期高齢者医療																																				
業 公 会 營 計 企	下水道																																				
	水道																																				
一部事務組合・広域連合																																					
地方公社・第三セクター																																					
こ	こうえいきぎょう 公営企業	<p>地方公共団体が行う企業で、公営企業法の適用を受ける「法適用企業」と、同法の適用を受けない「非適用企業」があります。</p> <p>白井市の場合、法適用企業の水道事業と下水道事業があり、それぞれ公営企業会計を設けています。</p>																																			
	こうえきてきしせつせいびひふたんきん 公益的施設整備費負担金	<p>千葉ニュータウン事業に伴い、市が小学校や中学校などの公益的施設の整備を行うために支払った費用に対し、千葉県企業庁と都市再生機構がその費用の一部を負担しているお金のことです。</p>																																			
	こうさいひ 公債費	<p>地方債の元利償還金及び一時借入金の利子を支払うための経費です。</p> <p>【関連用語】 性質別歳出、目的別歳出</p>																																			
	こうさいひふたんひりつ 公債費負担比率	<p>公債費による財政負担の度合いを示す指標です。</p> <p>地方債の元利償還金に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合です。</p> <p>この比率が高いほど財政の弾力性が乏しいことになります。</p> <p>【関連用語】 実質公債費比率</p>																																			
	こうつうあんぜんたいさくとくべつこうふきん 交通安全対策特別交付金	<p>国が徴収したスピード違反などに係る交通反則金を一定の配分により市町村へ交付するお金です。</p>																																			
	こっこししゆつきん 国庫支出金	<p>国から収入を受ける負担金や補助金などです。</p> <p>【関連用語】 特定財源</p>																																			

<small>じょうりょうぜいこうふきん</small> ゴルフ場利用税交付金	県が徴収したゴルフ場利用税を一定の配分により当該ゴルフ場の所在する市町村へ交付するお金です。
---	--

[先頭へ](#)

さ行	
さ <small>さいがいふっきゅうひ</small> 災害復旧費	<p>自然災害などにより、被災した施設などを復旧するための経費です。</p> <p>【関連用語】 性質別歳出・目的別歳出</p>
<small>さいしゅつ</small> 歳出	<p>一つの会計年度におけるすべての支出のことです。</p> <p>【関連用語】 予算・歳入</p>
<small>ざいせいさいせいきじゅん</small> 財政再生基準	<p>健全化判断比率において、財政状況の著しい悪化により、自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況で、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準を超えるものとして定められた数値です。</p> <p>上記3つのいずれかが、財政再生基準以上である場合には、財政の再生化を図るため、「財政再生計画」を定めなければなりません。</p> <p>【関連用語】 健全化判断比率・早期健全化基準</p>
<small>ざいせいちょうせいききん</small> 財政調整基金	<p>年度間の財源の不均衡を調整するための財源を積み立てる基金で、市の貯金とも言えるものです。</p> <p>年度間の財源が不足する場合や特別の財政需要がある場合は、この基金の全部又は一部を取り崩して、その財源に充てることができます。</p>
<small>ざいせいりょくしすう</small> 財政力指数	<p>地方公共団体の財政力を示します。</p> <p>基準財政需要額に対する基準財政収入額の割合で、過去3カ年の平均値です。</p> <p>この数値が1未満の場合は普通交付税の交付対象となり、1以上の場合は不交付となります。</p> $\text{財政力指数} = \frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$ <p>【関連用語】 地方交付税</p>
<small>さいにゅう</small> 歳入	<p>一つの会計年度におけるすべての収入のことです。</p> <p>【関連用語】 予算・歳出</p>

	さいむふたんこうい 債務負担行為	<p>数年度にわたる建設工事などにおいて、翌年度以降の財政支出を約束する行為です。</p> <p>債務負担行為を設定する場合は、事項・期間・限度額などを定める必要があります。</p> <p>【関連用語】 予算</p>
し	しきんふそくひりつ 資金不足比率	<p>公営企業の経営の悪化の度合いを示す指標です。</p> <p>公営企業ごとの資金の不足額の事業規模（おもに下水道事業における下水道使用料・水道事業における水道料金などの営業収入）に対する比率です。</p> <p>（収支が赤字ではない場合、数値化はされません。）</p> <p>（財政の健全化・再生）</p>  <p>資金不足比率</p> <p>0%</p> <p>20%</p> <p>経営健全化基準</p> <p>財政悪化</p> <p>【関連用語】 健全化判断比率</p>
	じこくりこし 事故繰越	<p>避けがたい事故のために年度内に支出が終わらなかったものを翌年度に繰り越して執行することです。</p>
	しさい 市債	<p>⇒ 地方債</p>
	じしゅざいげん 自主財源	<p>市が独自に収入額を決めることができる収入です。</p> <p>市税・分担金及び負担金・使用料及び手数料・繰入金・繰越金などがあります。</p> <p>【関連用語】 依存財源</p>
	しぜい 市税	<p>市に納めていただく税金です。市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、市たばこ税があります。</p>
	じっしつあかじひりつ 実質赤字比率	<p>健全化判断比率のひとつ。</p> <p>一般会計などを対象とした実質的な赤字額の 標準財政規模に対する比率です。</p> <p>（収支が赤字ではない場合、数値化はされません。）</p> $\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$ <p>【関連用語】 連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率</p>

<p>じっしつこうさいひりつ 実質公債費比率</p>	<p><u>健全化判断比率</u>のひとつ。</p> <p>地方公共団体における実質的な<u>公債費</u>の負担の度合いを示します。</p> <p>公債費や実質的な公債費（<u>公営企業</u>や<u>一部事務組合</u>の借金返済などを含む）が<u>標準財政規模</u>に占める比率です。</p> <p>実質公債費比率（3カ年平均）＝ $\frac{（地方債の元利償還金+準元利償還金）-}{標準財政規模-（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}$</p> <p>【関連用語】 <u>実質赤字比率</u>・<u>連結実質赤字比率</u>・<u>将来負担比率</u></p>
<p>じっしつしゅうし 実質収支</p>	<p><u>形式収支</u>（歳入歳出差引額）から翌年度へ繰り越すべき財源を除いた額です。</p> <p>通常、地方公共団体の黒字・赤字は、この実質収支により判断されます。</p> <p>実質収支＝形式収支－翌年度へ繰り越すべき財源</p>
<p>じっしつしゅうしひりつ 実質収支比率</p>	<p><u>標準財政規模</u>に対する<u>実質収支</u>額の割合です。</p> <p>実質収支比率＝$\frac{実質収支額}{標準財政規模} \times 100$</p>
<p>じっしつたんねんどしゅうし 実質単年度収支</p>	<p><u>単年度収支</u>に実質的な黒字要素（<u>財政調整基金</u>への積立額及び<u>地方債</u>の繰上償還額）を加え、赤字要素（<u>財政調整基金</u>の取り崩し額）を差し引いた額です。</p> <p>実質単年度収支＝単年度収支＋財政調整基金積立金 ＋地方債の繰上償還額－財政調整基金取崩額</p>
<p>じどうしゃじゅうりょうじょうよぜい 自動車重量譲与税</p>	<p>地方譲与税の1つで、国が徴収した自動車所得税が市町村の道路の面積、延長等に応じて市町村へ譲与されるお金です。</p> <p>【関連用語】 <u>地方譲与税</u></p>
<p>しょうかんきん 償還金</p>	<p><u>地方債</u>の元金や利子など、債務を償還するためのお金のことです。</p>
<p>しょうこうひ 商工費</p>	<p>商工業や観光の振興などに必要な経費です。</p> <p>【関連用語】 <u>目的別歳出</u></p>

<p>しょうぼうひ 消防費</p>	<p>消防署の運営や消防団の活動、災害対策などに必要な経費です。 【関連用語】 目的別歳出</p>
<p>しょうらいふたんひりつ 将来負担比率</p>	<p>健全化判断比率のひとつ。 一般会計などが将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。 この数値が高い場合、将来の財政運営を圧迫する可能性が見込まれることになります。</p> <p>将来負担比率＝</p> $\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$ <p>【関連用語】 実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率</p>
<p>しょうりょうおよ てすりょう 使用料及び手数料</p>	<p>使用料は、市が所有している施設の利用者に対して使用の対価として支払ってもらうお金です。 (体育館施設使用料など) 手数料は、市が特定の者に対して行ったサービスの対価として支払ってもらうお金のことです。 (住民票発行手数料など)</p>
<p>しょうししゅつぎん 諸支出金</p>	<p>支出の性質上、他の支出科目に含まれない経費をまとめた科目で、普通財産の取得などに必要な経費です。 【関連用語】 目的別歳出</p>
<p>じんけんひ 人件費</p>	<p>職員などに対する給料や議員の報酬などの経費です。 【関連用語】 性質別歳出</p>
<p>しんりんかんきょうじょうよぜい 森林環境譲与税</p>	<p>地方譲与税の1つで、国が徴収した森林環境税が一定の配分で市町村に譲与されるお金です。市町村においては、「森林整備及びその促進に関する費用」に充てることとされています。 【関連用語】 地方譲与税</p>
<p>す すいとうせいりきかん 出納整理期間</p>	<p>前年度中に確定した債権や債務について、現金の未収、未払いの整理を行う期間のことです。翌年度の4月1日から5月31日までを指します。</p>

せ	せいしつべつさいしゅつ 性質別歳出	<p>経済的性質に着目した<u>歳出</u>の分類です。</p> <p><u>人件費</u>・<u>物件費</u>・<u>維持補修費</u>・<u>扶助費</u>・<u>補助費等</u>・<u>普通建設事業費</u>・<u>災害復旧費</u>・<u>公債費</u>・<u>積立金</u>・<u>投資及び出資金</u>・<u>貸付金</u>・<u>繰出金</u>などがあります。</p> <p>【関連用語】 目的別歳出</p>
そ	そうきけんぜんかきじゅん 早期健全化基準	<p>健全化判断比率において、財政収支が不均衡な状況や財政状況が悪化した状況で、自主的・計画的にその財政の健全化を図るべき基準で、<u>実質赤字比率</u>・<u>連結実質赤字比率</u>・<u>実質公債費比率</u>・<u>将来負担比率</u>のそれぞれについて定められた数値です。</p> <p>上記4つのいずれかが早期健全化基準以上である場合には、財政の健全化を図るため「財政健全化計画」を定めなければなりません。</p> <p>【関連用語】 健全化判断比率・財政再生基準</p>
	そうむひ 総務費	<p>市全体に関わる事務のほか、広報・企画・交通安全対策・庁舎の維持管理などに必要な経費です。</p> <p>【関連用語】 目的別歳出</p>

[先頭へ](#)

た行		
た	たてかえせこう 立替施行	<p>千葉県企業庁と都市再生機構が千葉ニュータウン事業に係る学校などの建設を市に代わって行い、市がその費用を長期で返済することです。</p>
	たんどくじぎょう 単独事業	<p>国の補助などを受けずに、市の独自の経費で任意に行う事業です。</p> <p>【関連用語】 補助事業</p>
	たんねんどしゅうし 単年度収支	<p>当該年度だけの収支をとらえるもので、当該年度における<u>実質収支</u>から前年度の実質収支を差し引いた額です。</p> <p>単年度収支＝当該年度の実質収支－前年度の実質収支</p>
ち	ちほうきはつゆじょうよぜい 地方揮発油譲与税	<p>地方譲与税の1つで、国が徴収した地方揮発油税が市町村の道路の面積、延長等に応じて市町村へ譲与されるお金です。</p> <p>【関連用語】 地方譲与税</p>

<p>ちほうこうふぜい 地方交付税</p>	<p>地方公共団体が一定の水準の事務を行えるよう、国税のうち所得税・法人税・酒税・消費税の一定割合及び地方法人税の全額を国が交付するお金です。 普通交付税と特別交付税があります。</p>
<p>ちほうさい 地方債</p> <p>しさい (市債)</p>	<p>おもに公共施設などの建設の際に必要な財源を調達するため、1つの会計年度を越えて返済する借入金です。財政負担の平準化と将来世代との負担の公平性を図る機能があります。 国が起こすものを「国債」、地方が起こすものを「地方債」と分けていますが、市が起こすので「市債」と呼びます。 【関連用語】特定財源</p>
<p>ちほうざいせいじょうきょうちょうさ 地方財政状況調査</p> <p>けっさんとうけい (決算統計)</p>	<p>地方公共団体の決算に関する統計で、予算の執行を通じて、どのような行政運営を行ったかをみるための基礎となる調査です。</p>
<p>ちほうしょうひぜいこうふきん 地方消費税交付金</p>	<p>県が徴収した地方消費税を一定の配分により市町村へ交付するお金です。</p>
<p>ちほうじょうよぜい 地方譲与税</p>	<p>国が徴収したものを一定の配分により市町村へ交付するお金で、地方揮発油譲与税・自動車重量譲与税・森林環境譲与税などがあります。 【関連用語】地方揮発油譲与税・自動車重量譲与税・森林環境譲与税</p>
<p>ちほうとくれいこうふきん 地方特例交付金</p>	<p>個人住民税の住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン減税）の実施によって生じる市の減収分について、国から特例として補てんされる交付金です。</p>
<p>ちようきけいぞくけいやく 長期継続契約</p>	<p>地方自治法に基づき、電気・ガス・水道などの役務の提供や不動産を借りるなどの特定の契約について、翌年度以降にわたって契約を締結することです。各年度の予算の範囲内で執行することとなります。</p>
<p>ちようてい 調定</p>	<p>歳入の徴収にあたり、その内容を調査し、収入すべき金額などを決定することです。</p>
<p>つ つみたてきん 積立金</p>	<p>計画的な財政運営ができるように、年度間の財源の変動に備えて基金に積み立てるための経費です。 【関連用語】性質別歳出</p>

と	とうしおよ しゅつしきん 投資及び出資金	市の水道事業が行う建設事業に出資などをするための経費です。 【関連用語】 性質別歳出
	とうしてきけいひ 投資的経費	道路・橋・学校の建設や改修など、その支出の効果が長期間にわたって持続する社会資本の整備に支出される経費です。 【関連用語】 義務的経費 ・ 普通建設事業費
	とくていざいげん 特定財源	一般財源とは反対に、使い道が特定されている収入です。（ 国庫支出金 ・ 県支出金 ・ 地方債 など） 【関連用語】 一般財源
	とくべつかいけい 特別会計	一般会計に対する会計で、特定の事業を行う場合に、その事業についての 歳入 ・ 歳出 を区別するために設置する会計です。 国民健康保険事業特別会計や介護保険事業特別会計などのように法律で設置が義務付けられている特別会計と、条例を制定し任意に設置できる特別会計があります。 白井市には、3つの法律で設置が義務付けられている特別会計（国民健康保険事業勘定、介護保険事業勘定、後期高齢者医療）があります。 【関連用語】 一般会計
	とくべつこうふぜい 特別交付税	地方交付税 のひとつ。 災害など特別の事情に応じて交付されます。 【関連用語】 普通交付税
	どぼくひ 土木費	道路整備・河川の改修・橋の維持管理などに必要な経費です。 【関連用語】 目的別歳出

[先頭へ](#)

な行		
の	のうりんすいさんぎょうひ 農林水産業費	農業・畜産の振興や基盤整備などに必要な経費です。 【関連用語】 目的別歳出

は行		
は	はいとうわりこうふきん 配当割交付金	県が徴収した県民税配当割（上場株式などの配当等に対する税金）を一定の配分により、市町村へ交付するお金です。
ひ	ひょうじゅんざいせいきほ 標準財政規模	<p>地方公共団体において収入される標準的な<u>一般財源</u>の規模を示すもので、<u>標準税収入額等</u>に<u>普通交付税</u>と<u>臨時財政対策債</u>の発行可能額を加算した額です。</p> <p>標準財政規模＝標準税収入額等＋普通交付税 ＋臨時財政対策債の発行可能額</p>
	ひょうじゅんざいしゅうにゆうがくとう 標準税収入額等	<p><u>基準財政収入額</u>から、<u>地方譲与税</u>や<u>交通安全特別交付金</u>などを除いたものに100/75を乗じて、<u>地方譲与税</u>や<u>交通安全対策特別交付金</u>などを加え戻したもので、<u>標準財政規模</u>の算出に用います。</p> <p>標準税収入額等＝ 〔{基準財政収入額－(所得割における税源移譲相当額の25%)－(地方消費税交付金における引上げ分の25%)－譲与税計－交通安全対策特別交付金} ×100/75〕＋譲与税計＋交通安全対策特別交付金</p>
ふ	ふじょひ 扶助費	<p>生活保護法・児童福祉法・老人福祉法などに基づき支給する費用や各種サービスなどの経費です。</p> <p>法令に基づかない、市が単独で行う各種サービスなども含まれます。</p> <p>【関連用語】義務的経費・性質別歳出</p>
	ふつうかいけい 普通会計	地方公共団体を統一的な基準で比較するため、地方財政の統計上使われる会計区分のことです。
	ふつうけんせつじぎょうひ 普通建設事業費	<p><u>投資的経費</u>の代表的なもので、道路・橋・公共施設等の建設や改修などのための経費のことです。</p> <p>【関連用語】性質別歳出</p>

	ふつうこうふぜい 普通交付税	<p>地方交付税のひとつ。 基準財政需要額が基準財政収入額を超える場合にその差額（財源不足額）を基にして交付されます。 【関連用語】特別交付税</p>
	ぶっけんひ 物件費	<p>消費的な性質をもつ経費で、賃金・旅費・消耗品費・委託料・備品購入費などがあります。 【関連用語】性質別歳出</p>
	ぶんたんきんおよ ふたんきん 分担金及び負担金	<p>市が行う特定の事業の財源として、その事業により利益を受ける個人・団体から徴収するお金です。</p>
ほ	ほうじんじぎょうぜいこうふきん 法人事業税交付金	<p>県が徴収した法人事業税を、従業者数に応じて市に対して交付するお金です。</p>
	ほじょじぎょう 補助事業	<p>地方公共団体が国から負担金・補助金を受けて行う事業のことです。 【関連用語】単独事業</p>
	ほじょひとう 補助費等	<p>公益上の必要性により、各種団体・個人などに支出する経費で、助成金・負担金・報償金・保険料などがあります。 【関連用語】性質別歳出</p>
	ほせいよさん 補正予算	<p>予算成立後の事情に対応できるように、現在の予算に追加またはその他の変更を加えるために編成する予算のことです。</p>

[先頭へ](#)

ま行		
み	みんせいひ 民生費	<p>高齢者・障害者・児童などの福祉の増進に必要な経費です。 【関連用語】目的別歳出</p>

<p>も</p>	<p>もくてきべつさいしゆつ 目的別歳出</p>	<p>行政目的に着目した歳出の分類です。 議会費・総務費・民生費・衛生費・農林水産業費・商工費・土木費・消防費・教育費・災害復旧費・公債費・諸支出金などがあります。 【関連用語】 性質別歳出</p>
----------	------------------------------	---

[先頭へ](#)

<p>や行</p>		
<p>よ</p>	<p>よさん 予算</p>	<p>一つの会計年度における収入と支出の見積もりです。歳入歳出予算、継続費、繰越明許費、債務負担行為、地方債、一時借入金、歳入歳出予算の各項の経費の金額の流用があります。 【関連用語】 補正予算・決算</p>
	<p>よびひ 予備費</p>	<p>予算を編成したときには予期できなかった、予算外の支出に対応するための経費です。</p>

[先頭へ](#)

<p>ら行</p>		
<p>り</p>	<p>りしわりこうふきん 利子割交付金</p>	<p>県が徴収した県民税利子割（金融機関などから利子等に対する税金）を一定の配分により 市町村へ交付するお金です。</p>
	<p>りんじざいせいたいさくさい 臨時財政対策債</p>	<p>国から地方に分配する地方交付税の不足を補てんする、地方公共団体でその不足額の一部を借り入れてまかなっておく地方債のことです。 地方交付税の振り替えであるため、用途が特定されません。</p>

<p>れ</p>	<p>れんけつじっしつあかじひりつ 連結実質赤字比率</p>	<p>健全化判断比率のひとつ。 市の全ての会計を対象とした実質的な赤字額（資金の不足額）の標準財政規模に対する比率です。 （収支が赤字ではない場合、数値化はされません。）</p> $\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$ <p>【関連用語】 実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率</p>
----------	------------------------------------	--

[先頭へ](#)